

10 国民健康保険制度の抜本的制度改革と財政支援措置の拡充について

【提案・要望先】 厚生労働省

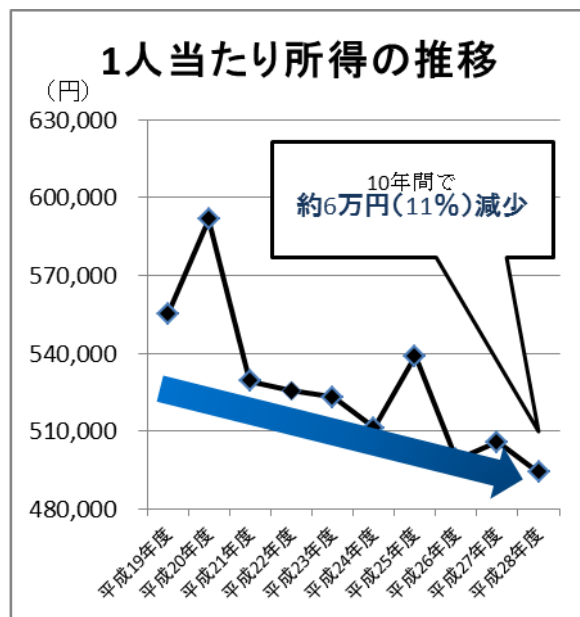
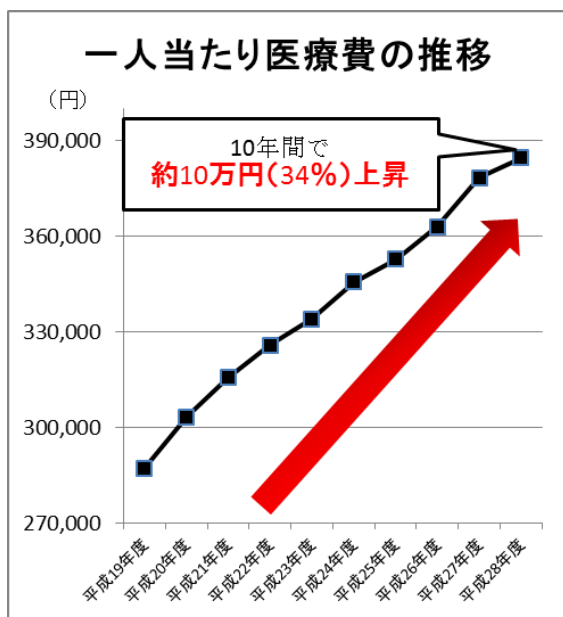
～提案・要望事項～

- 国民皆保険制度の長期的な安定のため、今般の医療保険制度改革にとどまらず、国の責任において医療保険制度の一本化を実現すること。
- 一本化が実現するまでは、更なる公費拡充など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずること。

【現状と課題】

- 平成30年度（2018年度）からの国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われる予定だが、平成28年度（2016年度）の市町村国保決算状況（速報）では、決算補填等を目的とする一般会計繰入額が2,537億円に上り、全国的に多額の一般会計繰入に頼っている状況にある。
- 国保広域化が実施されても、被用者保険と比べて高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準が高い状況に変わりはなく、依然として財政基盤は万全と言えないことから、広域化にとどまらず、医療保険の一本化による抜本的改革が必要である。

◆ 堺市の国民健康保険事業の現状



1人当たり医療費は、年々増加！
被保険者の医療費負担が増大

1人当たり所得は、減少傾向！
被保険者の保険料負担能力は低下傾向

国保広域化が行われても、一人当たりの医療費の増加や所得の減少は依然として続くことが予想されるため、抜本的な制度改革が必要である。

抜本的制度改革と財政支援措置の拡充が必要！

【本件に関する連絡先】

健康福祉局 国民健康保険課長 矢田 潤一 (TEL:072-228-7522)